

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループはコーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題のひとつとして認識しております。公正かつ効率的な株主重視の経営を図るとともに、透明性の高い経営を確立し、継続的な企業価値の向上およびステークホルダーとの信頼関係を構築するため、以下の基本方針を定め、コーポレート・ガバナンスおよび内部統制システムの整備に積極的に取り組んでおります。

<基本方針>

(1) 株主の権利・平等性の確保

- ・株主が権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供するとともに、議決権行使のための環境整備に努める。
- ・株主がその権利を行使しようとする際には、当社は法の定めにより誠実に対応する。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- ・企業理念、信条、行動規範などの実践を通して、さまざまなステークホルダーに対する義務と責任を果たし、より強固な信頼関係を構築する。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

- ・株主や投資家に対して積極かつ適切なタイミングで情報を開示することにより、市場における信頼の向上に努める。
- ・情報開示を通じてステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを図り、透明な経営の実現を目指す。

(4) 取締役会等の責務

- ・「企業理念」を踏まえ、長期的な企業価値向上のための目標と、この目標を達成するための戦略や施策を具体化した会社の方向性を決定する。
- ・社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。

(5) 株主との対話

- ・株主総会の他、決算説明会やIR活動などにおいて、財務状況や施策の進捗状況などの情報提供を積極的に実施し、株主や投資家と建設的なコミュニケーションを図る。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1 - 4 政策保有株式

<政策保有に関する方針>

当社は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な取引関係の維持や発展が可能なもの、または、将来の事業提携を見据えた情報収集などの目的により、株式を保有することとしています。

<政策保有株式の保有の適否の検証内容>

当社は、政策保有株式の保有の適否の検証にあたり、毎年、取締役会で個々の政策保有株式ごとに、保有目的の適切性等を精査し、審議しております。なお、今後の状況変化等に応じて、保有の適切性が認められないと考える場合には縮減するなど見直していきます。

<政策保有株式に係る議決権行使の基準>

保有する株式の議決権の行使については、適切な議決権行使が株式発行会社の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、当該発行会社の財務、非財務の状況などを踏まえ、議案に対する賛否を総合的に判断いたします。

原則1 - 7 関連当事者間の取引

当社では、「取締役会規則」において、関連当事者間取引を行う場合は、事前に取締役会の承認を受けること、ならびに事後に取締役会に報告を行うことを定めております。また各取締役に対し、他社役員の兼任状況、関連当事者間取引などの事項について定期的に、かつ変更がある場合は速やかに報告することを求めており、常に最新情報を管理するための仕組みを設けております。

原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金運用が従業員の安定的な資産形成や当社財政状態に影響を与えることを踏まえ、担当組織が運用機関に対する適切なモニ

タリング等が行えるよう、必要な資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。

なお、運用委託先金融機関と運用状況にかかる定期的な意見交換等を行い、かつ、各月の運用実績等をモニタリングしながら、毎年、運用パッケージ商品の継続の是非について決定しております。

原則3 - 1 情報開示の充実

() 当社の経営理念や経営戦略などは当社ホームページに掲載しております。詳細は当社ホームページをご参照ください。

(経営理念: <https://www.dts.co.jp/corp/dtsway/>)

(経営戦略: <https://www.dts.co.jp/ir/management/middle/>)

() 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当報告書「1.1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

() 当社の取締役の報酬は固定報酬と業績連動報酬、株式報酬により構成されており、業績連動報酬は賞与として支給するものとしております。その支給割合の決定においては、役位が上がるにつれて、固定報酬(基本報酬)の割合を減らし、業績連動報酬(賞与)、非金銭報酬(株式報酬)の割合を増やすものとしております。役員の報酬等の額またはその算定方法については、過去の支給実績および会社の業績を総合的に勘案したうえでこれを決定しております。また、業績連動報酬(賞与)の算定は、基準とする連結経常利益の額を定め、賞与支給年度の連結経常利益を比較し、当該成長率を業績連動分基準額に乗算することにより行うものとしております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。なお社外取締役ならびに監査役は、独立した立場で経営の監督または監査機能を担う役割のため、業績連動報酬(賞与)、および非金銭報酬(株式報酬)の支給はありません。

取締役の報酬等については、有価証券報告書に記載しており、当社ホームページにおいても閲覧することができます。以下のURLをご参照ください。

(有価証券報告書: <https://www.dts.co.jp/ir/library/securities/>)

() 取締役および監査役候補者の指名に関しては、候補者の経験に基づく知見、的確な意思決定と監督、中長期的な企業価値向上に対する期待度などの観点から総合的に検討し、選任しております。

なお、取締役の報酬の決定や、取締役候補者の指名にあたり、任意の諮問委員会を設置し、取締役会からの諮問を受けて社外取締役から助言を受けるなど適切に審議を行い、取締役会に答申することとしております。

() 取締役・監査役の各候補者の個々の選解任・指名に関する説明は、当報告書の別紙「取締役・監査役候補の個々の選解任・指名に関する説明」および株主総会参考資料に記載のとおりです。詳細については当社ホームページをご参照ください。

(株主総会参考書類: <https://www.dts.co.jp/ir/stock/meeting/>)

原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲

当社は、株主の委任を受けた意思決定ならびに業務執行の監督機関としての取締役会と、業務執行体制としての経営会議を設置しております。取締役会および経営会議の役割については、取締役会規則、経営会議規程、および職務権限規程に定め、いずれも取締役会で決議しております。

取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか、当社および当社グループの経営に関する方針、その他中長期的な企業価値に影響する事項を決定しております。

経営会議は、代表取締役社長を議長とし、代表取締役社長が指名した者で構成され、当社および当社グループの業務執行に関する重要事項を審議する機関としての役割を担っているほか、取締役会で活発な質疑などの発言が行われるよう、取締役会付議事項の論点整理や事前検討を行っています。

原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たす社外取締役について、独立社外取締役として東京証券取引所に届出ております。

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、取締役会の意思決定を監督し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できると考えられる者を独立社外取締役に選任することとしています。

原則4 - 11 取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方

当社では、活発な審議や意思決定の迅速性確保の観点から、現在取締役を10名選任しております。また中長期的な企業価値の向上に資するとの考えから、このうち4名を社外取締役としており、取締役会の機能が効果的に発揮される適切な規模と考えております。

社外取締役を含む取締役については、当社の属する業界や事業内容、および会社機能などを熟知し、また経営に関する知見、経験、能力などを相当程度有している者を選任することとしております。現在の各取締役は主要な経営課題への対応が期待できるバックグラウンドを有したうえで、迅速果断な意思決定を行っており、また当社の規模や業態などの観点からバランスの取れた構成であると考えております。

選任に関する方針は、原則3 - 1 ()に記載したとおり、それぞれの知見、的確な意思決定と監督、中長期的な企業価値向上に対する期待度などの観点から総合的に検討し選任することとしております。

原則4 - 11 社外を含む役員の他社役員兼任状況

取締役、監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けられており、兼任の数については、合理的な範囲であると考えております。取締役・監査役の他の上場会社の役員兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。詳細については当社ホームページをご参照ください。

(事業報告及び株主総会参考書類: <https://www.dts.co.jp/ir/stock/meeting/>)

原則4 - 11 取締役会の実効性の分析・評価

当社は、取締役の構成、議案の付議状況、開催頻度や会議時間の適切性、発言状況などについて、年2回程度分析を実施しております。取締役および監査役は上程された議案に対し活発に発言しており、取締役会は法定より高い頻度で開催され、適時適切な意思決定が行われております。

加えて、当社は、取締役会の機能を向上させ、企業価値を高めることを目的として、2018年度から取締役会の実効性につき分析・評価を行っております。その概要については、以下のとおりです。

(1)実施方法

実施時期:2020年10月

評価方法:すべての役員(取締役10名、監査役4名)による自己評価

(2)評価結果

評価結果は、「取締役会の構成は適切で、有効な議論がされており実効性は非常に高い」、「緊張感を持ちつつ、活発な議論がされており問題ない」等、すべての役員から肯定的な評価を得られており、当社取締役会の実効性が確保されていると認識しています。

(3)評価結果等を踏まえた対応

取締役会の実効性向上のため、以下の取り組みを進めていきます。

- ・中長期的な戦略の更なる深化に向け、戦略・計画策定段階における議論を強化
- ・社外役員に対して、社内活動を知るための機会や情報の提供を図る

原則4 - 14 役員のトレーニング方針

取締役、監査役に対しては、定期的に役員として遵守すべき法的義務、責任などについて、説明を行っております。また各取締役、監査役は必要に応じ外部研修機関や業界団体の研修やセミナーなどに参加し、必要な知識の習得に努めております。

社外役員が就任する際には、当社や役員の責務理解のため、当社が属する業界や、当社の財務および事業の状況、内部統制システムなどについて、事前に説明する機会を設けております。

原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

(1)株主との対話は、経営企画部および総務部が主管し、担当役員が統括する。

(2)定期的に経営陣幹部および各部門の部門長をメンバーとする戦略会議等を実施し、各部門やグループ会社の業務や施策などの進捗状況のほか、IR活動に必要な情報などを共有する。

(3)個別面談以外の対話の手段として、四半期ごとにアナリストや機関投資家向け決算説明会を実施する。

(4)株主や機関投資家との対話などから得られた意見や把握した結果などについては、取締役会および経営陣に報告し、株主や機関投資家の考えや意見などをもとに必要に応じ改善策などを策定、推進する。

(5)インサイダー情報を適切に管理するために、「インサイダー取引管理規程」を定め情報管理の徹底を図る。また四半期ごとの決算発表の一定期間前から発表直後までは能動的なIR活動を実施せず、公開済みの情報のみを提供する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,836,600	8.37
DTSグループ社員持株会	3,127,448	6.82
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,850,900	6.22
ステート ストリート バンク アンド トラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロ ツウ 505002(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,908,300	4.16
舞田 白根	1,442,000	3.14
エイブアイ グローバル トラスト ビーエルシー(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	1,292,000	2.81
秋山 久美子	1,237,300	2.70
株式会社NTC	964,160	2.10
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業 部)	956,986	2.08

小崎 智富	803,328	1.75
-------	---------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は2021年3月31日現在の状況です。

2020年1月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者が2020年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社(2,218千株、4.40%)
 シュローダー・インベストメント・マネジメント(ホンコン)リミテッド(128千株、0.25%)
 <合計2,346千株、4.65%>

2020年10月21日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者が2020年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
 三井住友信託銀行株式会社(531千株、1.05%)
 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(1,323千株、2.62%)
 日興アセットマネジメント株式会社(1,274千株、2.53%)
 <合計3,129千株、6.20%>

2020年12月22日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者が2020年12月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
 株式会社みずほ銀行(621千株、1.23%)
 アセットマネジメントOne株式会社(1,298千株、2.57%)
 <合計1,919千株、3.80%>

2021年2月19日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アカディア・アセット・マネジメント・エルエルシーおよびその共同保有者が2021年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
 アカディア・アセット・マネジメント・エルエルシー(1,824千株、3.62%)
 トンプソン、シーゲル&ウォームズリー・エルエルシー(786千株、1.56%)
 <合計2,611千株、5.18%>

2021年3月31日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセット・バリュアー・インベスターズ・リミテッドが2021年3月26日現在で以下の株式を所有している旨が記載されていますが、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
 アセット・バリュアー・インベスターズ・リミテッド(3,669千株、7.27%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
萩原 忠幸	他の会社の出身者													
平田 正之	他の会社の出身者													
穴戸 信哉	他の会社の出身者													
山田 伸一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

萩原 忠幸	萩原忠幸氏は、過去に当社の取引先である株式会社みずほ銀行の常務執行役員を務めておりましたが、退任してから既に10年が経過しており、退任後は同社の業務執行に携わっていないことから独立性に影響がないと判断しております。同社と当社グループとの間には、年間2億円未満・売上高構成比0.2%未満(2021年3月期実績(連結))の取引が存在します。当社においては、同社を始め金融機関からの借入はございません。また、株式会社みずほ銀行のシステム開発を担当しているみずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社と当社グループとの間には、年間43億円未満、売上高構成比4.8%未満(2021年3月期実績(連結))の取引が存在します。	都市銀行のIT部門責任者および人材派遣会社の経営者としての経験があり、業界および経営陣として豊富な経験や知識等を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、独立役員として届出しております。
平田 正之	-----	通信業界における幅広い活動経験や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、独立役員として届出しております。
六戸 信哉	-----	住宅ローン業界および不動産業界の経営陣としての豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、独立役員として届出しております。
山田 伸一	山田伸一氏は、過去に当社の取引先である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役常務執行役員を務めておりましたが、退任してから既に10年が経過しており、退任後は同社の業務執行に携わっていないことから独立性に影響がないと判断しております。同社と当社グループとの間には、年間88億円未満・売上高構成比10%未満(2021年3月期実績(連結))の取引が存在します。 また、同氏は、過去に当社の取引先であるNTTテクノクロス株式会社(NTTソフトウェア株式会社とNTTアイティ株式会社が合併し、NTTテクノクロス株式会社発足)の取締役を務めておりましたが、退任してから既に4年が経過しており、退任後は同社の業務執行に携わっていないことから独立性に影響がないと判断しております。同社と当社グループとの間には、年間4千万円未満・売上高構成比0.1%未満(2021年3月期実績(連結))の取引が存在します。	IT業界における業界動向や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任するものです。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、独立役員として届出しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	6	0	2	4	0	0	社内取締役

補足説明

任意の諮問委員会は、社外取締役が過半数を占める取締役により構成され、取締役の報酬の決定や、取締役候補者の指名にあたり、取締役会からの諮問を受けて社外取締役から助言を受けるなど適切に審議を行い、取締役に答申することとしております。なお、当該諮問委員会が指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行っています。また、監査役は監査室との双方の監査計画の連携、監査室の内部監査に同行し被監査部門の職務遂行状況の把握、内部監査実施結果の内容について意見交換などを行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
行本 憲治	公認会計士													
石井 妙子	弁護士													
竹井 豊	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 ）」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

行本 憲治	- - - - -	<p>公認会計士の資格を有しており、その財務および会計に関する知見や経験、見識等を、当社の監査にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、独立役員として届出ております。</p>
石井 妙子	- - - - -	<p>弁護士の資格を有しており、その法的知見や経験、見識等を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、独立役員として届出ております。</p>
竹井 豊	- - - - -	<p>信託銀行、専門証券代行および小売業の企業の経営陣としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。</p> <p>同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、かつ、当社と同氏との人的関係、資本関係、取引関係などを総合的に勘案し、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断したことから、独立役員として届出ております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	7名
--------	----

【その他独立役員に関する事項】

当社は、独立役員の要件を満たす社外役員の全てを独立役員として届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入、その他
---	-----------------

【該当項目に関する補足説明 更新】

当社の業務執行取締役報酬は、固定報酬と業績連動報酬、株式報酬により構成されており、その支給割合の決定においては、役位が上がるにつれて、固定報酬(基本報酬)の割合を減らし、業績連動報酬(賞与)、株式報酬(非金銭報酬)の割合を増やすものとしております。

業績連動報酬(賞与)の算定は、基準とする連結経常利益の額を定め、賞与支給年度の連結経常利益を比較し、当該成長率を業績連動分基準額に乘算することにより行っております。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがあります。

業績連動報酬に係る指標は、連結経常利益を基準としており、当該指標を選択した理由は、グループ一体となった健全な収益体制を確保するためです。業績連動報酬の額の決定方法について定めたルールを、社内に整備しております。

株式報酬(非金銭報酬)については譲渡制限付株式として支給するものとし、その算定は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するよう、役位に応じてあらかじめ基準額を定めるものとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【該当項目に関する補足説明】

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等については、有価証券報告書に記載しており、当社ホームページにおいても閲覧することができます。以下のURLをご参照ください。

(有価証券報告書：<https://www.dts.co.jp/ir/library/securities/>)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ・役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、過去の支給実績および会社の業績を総合的に勘案したうえで決定する。
- ・業績連動報酬については賞与として支給するものとし、その算定は、基準とする連結経常利益の額を定め、賞与支給年度の連結経常利益を比較し、当該成長率を業績連動分基準額に乗算することにより行うものとする。ただし、業績が著しく悪化した場合、支給を行わないことがある。
- ・非金銭報酬については譲渡制限付株式として支給するものとし、その算定は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するよう、役位に応じてあらかじめ基準額を定めるものとする。
- ・当社の業務執行取締役報酬は、固定報酬と業績連動報酬、株式報酬により構成されており、その支給割合の決定においては、役位が上がるにつれて、基本報酬(固定報酬)の割合を減らし、賞与(業績連動報酬)、株式報酬(非金銭報酬)の割合を増やすものとする。
- ・取締役報酬を与える時期は、基本報酬は毎月、賞与は年1回とする。
- ・取締役の個人別の報酬等の決定について、以下の通り委任する。
 - (1)委任を受ける者
取締役会長、ただし、取締役会長が欠員であるときは、取締役社長とする。
 - (2)委任する権限
各取締役に対して支給する基本報酬(固定報酬)、賞与(業績連動報酬)、および株式報酬(非金銭報酬)の決定を、株主総会で承認いただいた報酬限度額の年額、および付与する普通株式の総数の上限の範囲内で決定する。
 - (3)委任された権限が適切に行使されるための措置
(1)で委任を受けたものは、諮問委員会(構成員の過半数を社外取締役が占める)にて承認されたルールに則って、個人別の報酬を算定するものとする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては総務部長、社外監査役に対しては常勤監査役および総務部長がそれぞれサポートおよび情報伝達を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

顧問等を設置する可能性はあるものの、現在、元代表取締役社長等で該当する者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は現在、取締役会は社外取締役4名を含む10名で構成されております。社外取締役は、それぞれの専門分野における知識や経験を背景とした経営機能の強化や取締役の業務執行に対する監督機能の強化などにおいて重要な役割を担うとともに、取締役の報酬の決定や、取締役候補者の指名にあたり、任意の諮問委員会の委員として、助言を行うなど、適切に関与いただいております。また、監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されております。社外監査役は、客観的で公正な監査体制の確立などにおいて、それぞれ重要な役割を担っております。社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営者による説明責任の強化および経営の透明性の向上も図られるなど、当社が株主・投資者などからの信頼を確保していくうえで、適切な体制であると考えております。

さらに当社では、執行役員制度を導入しており、現在の執行役員数は15名(うち5名が取締役兼任)であります。この体制は、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を区分し、迅速かつ適確に業務執行が行える経営体制の確立を主眼としております。また、代表取締役社長が業務執行を行うための方針および計画、その他重要事項を協議する機関として「経営会議」を設置しております。

また、さまざまなリスクを適切に管理するため「リスクマネジメント委員会」を設置しており、定期的にリスク評価および問題点の把握を行い、対応計画を策定し推進するとともに、リスクの発生の有無についての監視を行っております。

< 取締役会の活動状況 >

当社は、2020年度において取締役会を11回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令・定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。

< 監査の状況 >

監査役監査の状況

監査役監査については、監査役が、取締役会等、経営上重要な会議に出席するほか、取締役等から受領した報告内容の検証、会社の業務状況に関する調査等を行い、取締役の業務執行を厳正に監査しております。また、監査役は、内部監査および会計監査の状況や結果について報告を受けるとともに、意見交換を行うなど、監査室、会計監査人と相互連携を図っております。

社外監査役については、公認会計士の資格を有する財務・会計に関する有識者、弁護士資格を有する法律に関する有識者および企業の経営者としての知見や経験を有する有識者で構成しており、それぞれの経験、見識を当社の監査体制に生かしていただくため選任しております。なお、監査役監査に係る構成は次のとおりであります。

・監査役監査に係る構成 監査役4名(うち社外監査役3名)

内部監査の状況

内部監査については、代表取締役社長直属の「監査室」が、内部統制の適切性や有効性などに関し、年間監査計画に基づき定期的に監査を行うとともに、必要に応じて臨時に監査を行う体制をとっております。なお、監査室は必要に応じて監査役および会計監査人との間で情報交換等を行い、監査役監査および会計監査人による監査の円滑な実施および実行性・効率性の向上を図っております。なお、内部監査に係る構成は次のとおりであります。

・内部監査に係る構成 監査室7名

会計監査の状況

・監査法人の名称 : EY新日本有限責任監査法人

・継続監査期間 : 2021年3月期以降

・業務を執行した公認会計士 : 関口茂、中田里織

・監査業務に係る補助者の構成 : 公認会計士7名、会計士試験合格者等6名、その他28名

< 責任限定契約の内容の概要 >

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)および監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するために、社外取締役4名を含む取締役会と社外監査役3名を含む監査役会との連携による体制を採用しております。社外取締役は、それぞれの専門分野における知識や経験を背景とした経営機能の強化や取締役の業務執行に対する監督機能の強化などにおいて、また社外監査役は、客観的で公正な監査体制の確立などにおいて、それぞれ重要な役割を担っております。また、社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営者による説明責任の強化および経営の透明性の向上も図られるなど、当社が株主・投資者等からの信認を確保していくうえで、適切な体制であると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として法定期日より3営業日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を回避しています。
電磁的方法による議決権の行使	2003年の定時株主総会から電磁的方法による議決権の行使制度を採用しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームによる議決権行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集ご通知(要約)は、当社ホームページに掲載しています。 (株主総会参考書類: https://www.dts.co.jp/ir/stock/meeting/)
その他	「招集ご通知」は、当社ホームページに掲載しています。 「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」および「計算書類の個別注記表」は、法令および当社定款の規定により、当社ホームページの「招集ご通知のインターネット開示情報」に掲載しています。 (株主総会参考書類: https://www.dts.co.jp/ir/stock/meeting/)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーのURL https://www.dts.co.jp/ir/library/policy/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとにアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、期末決算、第2四半期決算は代表者が説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州や米国等の機関投資家へは随時、当社の事業状況、財務状況を説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報のURL https://www.dts.co.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に担当者を置いています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の行動規範に掲げています。 (行動規範: https://www.dts.co.jp/sustainability/governance/compliance/)

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは「環境と人にやさしい省資源・省エネルギーで持続可能な社会実現」のため、事業活動における環境配慮の徹底、汚染の予防および省資源活動を推進しています。2006年3月にDTSでISO14001の認証を取得後、グループの認証範囲を順次拡大。2019年3月には特例子会社を除く、全国内グループ会社を含めて同認証を取得し、国内グループ会社が一体となって気候変動問題や事業における環境負荷低減に取り組んでいます。気候変動問題においては、「建築分野における環境負荷低減ソリューション」を提供し、お客様の事業を通じた環境負荷削減にも寄与しております。

CSR活動等については、ESG担当部署を設置し、グループ横断でESG経営を推進しております。従来の社会貢献活動等のCSR活動に加え、「SDGsへの取り組み」や「サステナビリティの取り組み」など、事業活動を通じた社会課題の解決およびSDGsの目標達成に貢献していきます。

上記の環境保全活動およびCSR活動については、「統合報告書」にて公表しています。
(統合報告書：<https://www.dts.co.jp/ir/library/report/>)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社の行動規範に掲げています。

(行動規範：<https://www.dts.co.jp/sustainability/governance/compliance/>)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法第362条第4項第6号および同法施行規則第100条第1項、第3項に基づく当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、下記のとおり基本方針を定める。

内部統制システム構築に関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築にあたり、法令および定款を遵守し、業務の適正を確保するとともに財務報告の信頼性を確保するため、以下の考え方のもと内部統制システム構築に関する体制を整備し、適切に運用するとともに、環境の変化に応じその継続的改善に努めるものとする。

- (1) 取締役会は、内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受ける。
- (2) 社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持および一層の向上を図る。
- (3) 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- (4) 内部統制推進部門を設置し、内部統制システムの構築、運用および改善を行う。
- (5) 事業活動から独立した立場で内部監査を行う部門として監査室を設置し、監査室は、内部統制システム構築に関する体制整備の実行状況を監視するとともに、改善が必要な場合には指摘を行う。
- (6) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の信頼性確保への適切な取り組みを行う。

内部統制システムに関する個別体制

1. 当該株式会社の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- (2) 「DTSコンプライアンス・ガイド」を定め、役員および社員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営に当たるよう、研修等を通じて指導する。
- (3) 「DTSグループ行動規範」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との結びつきを、断固として排除する。
- (4) 法令上疑義のある行為等について当社の社員等が相談および通報を行う手段として「ヘルプライン」を設ける。
- (5) 監査室は、年間の監査計画を作成するとともに、事業活動から独立した立場で内部監査を行う。
- (6) 財務報告の信頼性を確保するために必要な規程および体制を整備する。

2. 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかる文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報の取り扱いが「情報資産管理規程」に定め、同規程に従い検索性の高い状態で保存し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備する。
- (2) 役員および社員の職務執行に必要な情報の保存、管理および有効活用のため、社内情報システムを整備する。
- (3) 情報の管理に関しては、情報セキュリティについての企画および運営管理を実施する部門を設置し、情報セキュリティに関する体制を整備する。なお、個人情報保護に関しては基本方針およびガイドラインを定め対応する。

3. 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 経営会議で協議の上、代表取締役社長が指名するリスク管理を統括する責任者を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの体系化と問題点の把握を行い、責任部署と問題点に対する対応計画を定める。また、リスクの発生の有無について継続的に監視を行う。
- (2) 大規模災害等の発生に対しては、緊急時の対応を定めるとともに、事業の継続を確保するための規程および体制を整備する。
- (3) 経営会議で協議の上、代表取締役社長が指名するプロジェクト開発を統括する責任者を議長とする「プロジェクト推進会議」を設置し、所定の基準に該当するプロジェクトについては、受注可否の審議や出荷判定等を行うことにより効率化を阻害する要因を排除・低減し目標達成の確度を高める。

4. 当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は「職務権限規程」を定め、同規程に基づき代表取締役社長その他業務執行を担当する取締役に業務の執行を行わせる。
- (2) 全社的な事業推進においては、実施すべき具体的な施策および効率的な業務を、社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。
- (3) 役員および社員が共有する全社的な目標を定め、浸透を図ると共に、この目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。この中期経営計画に基づき、短期計画として事業年度ごとに各事業部門の事業目標と予算を設定する。
- (4) 業務執行の方針および計画、その他重要事項を協議する機関として「経営会議」を設置する。また業績目標に対する実績管理を行うため、「経営会議」において月次業績を報告する。

5. 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため関係会社所管部門を設置し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導および助言を行う。
- (2) グループ会社の非常勤役員として配置された者は、当社の関係会社所管部門と連携のうえ、グループ会社における法令の遵守および業務の適正を確保するため、指導および助言を行う。
- (3) グループ横断的な会議を開催することにより、グループ間の情報共有化を図り、業務の適正を確保する。

6. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

- (1) 子会社に対し「関係会社管理規程」を設け、特定の事項について取締役会決議前に当社に承認を求め、または提出もしくは報告することを義務付けるとともに、所定の基準に該当するものについては当社取締役会付議事項とする。

7. 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスクマネジメント委員会は、グループ各社の問題点とこれに対する対応計画を把握し、当計画の進捗状況について定期的に報告を受ける。また同委員会はグループ各社でのリスク発生について継続的に監視を行う。
- (2) 所定の基準に該当するグループ各社のプロジェクトについては、当社のプロジェクト推進会議において、受注可否の審議や出荷判定等を行い、効率化を阻害する要因を排除・低減し、目標達成の確度を高める。

8. 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) グループ各社ごとの事業推進においては、各社の社内規則に基づく職務権限や意思決定ルールにより行う。ただし特定の事項については、当社の「関係会社管理規程」の定めに従うものとする。
- (2) 当社は、グループ全体で共有する目標を定め浸透を図る。グループ各社はこの目標に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画に基づき、短期事業計画と予算を設定し、当社へ定期的に報告する。

9. 当該株式会社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社はグループ共通のコンプライアンスガイドを定めグループ各社に展開し指導および助言を行う。
- (2) 法令上疑義のある行為等についてグループ各社の社員等が相談および通報を行う手段として「グループ・ヘルプライン」を設ける。

10. 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項

- (1) 監査役は、その職務を補助する社員に対し、監査の実施に必要な事項を指揮命令することができる。

11. 前号の社員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、その職務を補助する社員の人事異動、人事考課等については監査役の意見を尊重する。

12. 当該監査役設置会社の監査役を補助する社員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役より、監査の実施に当たり指揮命令を受けた社員は、その業務の遂行中は取締役等の指揮命令を受けない。

13. 当該監査役設置会社の取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席することができる。
- (2) 監査役は、重要な稟議書その他文書を閲覧し、必要に応じ取締役および社員の説明を求めることができる。
- (3) 取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に報告する。
会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項
重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項
コンプライアンス上重要な事項
その他上記 から に準じる事項
- (4) 社員は前項 から に関する重大な事実を発見した際は、監査役に直接報告することができる。

14. 当該株式会社の子会社の取締役、及び社員等又はこれらの者から報告を受けた者が当該株式会社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社の監査役は、グループ会社に対する事業計画ヒアリング等に参加することができる。
- (2) 当社の監査役は、グループ会社の文書を閲覧し、必要に応じグループ会社の取締役等に説明を求めることができる。
- (3) 以下に定める事項を発見したグループ会社の取締役、および社員等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役に直接報告することができる。
会社に著しい損害または著しい信用の低下を及ぼす事項、または、そのおそれのある事項
重大な法令・定款・社内規程違反、または、そのおそれのある事項
コンプライアンス上重要な事項
その他上記 から に準じる事項

15. 当該監査役設置会社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 通報者の保護および守秘義務を明示した、「内部通報制度運用規程」を定める。なお社員等が閲覧できる環境を整備する。

16. 当該監査役設置会社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が定める監査計画において見込まれる費用については予め予算化し、突発的に発生した事象に対応するために必要な費用については、前払いまたは償還できることとする。

17. その他当該監査役設置会社の監査役が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人のそれぞれと随時意見交換会を開催することができる。
- (2) 監査役は、適切な職務執行のため、子会社取締役・子会社監査役との意思疎通、情報交換を行うことができる。
- (3) 監査役は、必要に応じ自らの判断で、弁護士および公認会計士等の外部専門家より、監査業務に関する助言を受けることができる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 法令および定款に適合するための体制

当社およびグループ各社は、役員、社員、パートナー企業社員を対象としたコンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行うとともに、グループ共通の内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。
役員および社員の職務執行に必要な情報の管理に関しては情報セキュリティ、個人情報保護に関する体制を整備し「情報資産管理規程」に基づき適切に運用を行っております。

(2) リスク管理体制

当社は、さまざまなリスクを適切に管理するため「リスクマネジメント委員会」を設置し、定期的なリスク評価と問題点の把握を行うとともに対応計画を策定しております。またリスクの発生の有無についても定期的に監視を行っております。さらに、グループ会社の重要リスクについても「リスクマネジメント委員会」にてリスクの状況や対応計画の実施状況を確認し、グループ各社のリスク管理体制の向上に向けて支援しております。

(3) 取締役の職務執行

当社は、2020年度において取締役会を11回開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定したほか、法令・定款への適合性や業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。グループ会社に関する事項については「関係会社管理規程」を定め、適切に対応しております。また、当社では役付執行役員制度を導入しており、取締役会による意思決定・業務執行の監督機能と業務執行機能を区分し、迅速かつ適確に業務執行が行える経営体制を確保しております。さらに取締役会の定める経営方針に基づいて代表取締役社長が業務を執行するに

あたり、「経営会議」を33回開催し、方針および計画、その他重要事項を協議しております。

(4) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に出席し取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めております。2020年度において監査役会は9回開催しております。また、代表取締役社長との会合を2回実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行いました。加えて、グループ会社の監査役等とも意見交換を行い、連携してグループ各社の監査を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では「DTSグループ行動規範」に反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、以下のとおり定めております。

(1) 企業の倫理的使命として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体(総会屋・暴力団等)との結びつきを、断固として排除します。

(2) 「金を出さない」、「利用しない」、「恐れぬ」を基本原則として、常に危機管理意識を持ち、反社会的勢力・団体に付け入る隙を与えないよう努めます。

(3) 反社会的勢力・団体とのトラブルが発生した場合には、これに対処する迅速な連絡体制のもと、警察・弁護士等と連携し、組織的な対応を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向け、以下のとおり体制を整備しております。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

反社会的勢力排除の対応統括部署は総務部とし、総務部長を不当要求防止責任者と定めております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

警視庁・暴力団体追放都民センター・企業防衛協議会・東京弁護士会などの専門機関との連携を図っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

外部専門機関との情報交換を密にし、情報の収集・蓄積を行っております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

全社員に配布している「DTSコンプライアンス・ガイド」に、反社会的勢力排除に対する基本姿勢および具体的対応を明記し指導・啓発しております。

(5) 研修活動の実施状況

専門機関が主催する研修会へ積極的に参加しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制

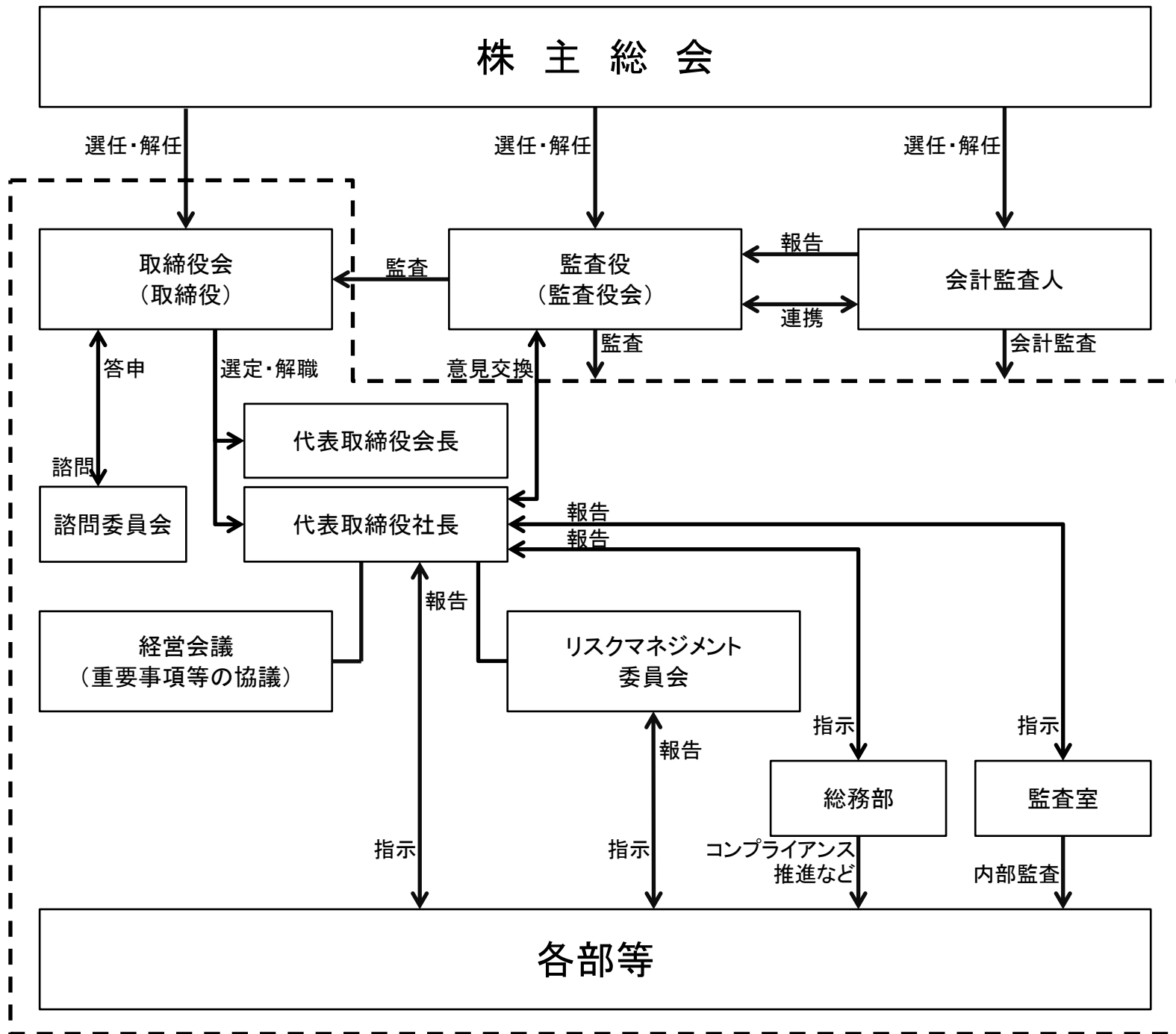
当社は、金融商品取引法ならびに株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程等により適時開示が求められる会社情報、その他投資判断に重要な影響を与える会社情報について、適切かつ公平な情報開示を行うとともに、透明性や開示資料の内容充実等情報開示の質的向上にも努めております。

当社では、スタッフ部門を担当する取締役を情報取扱責任者とし、重要な会社情報が漏れなく迅速に情報取扱責任者に報告され、開示までの適切な情報管理が行えるよう体制を構築しています。情報取扱責任者は報告された重要な情報について、内容を確認し、開示の必要性及び開示方法等を検討し、迅速に代表取締役社長に報告します。

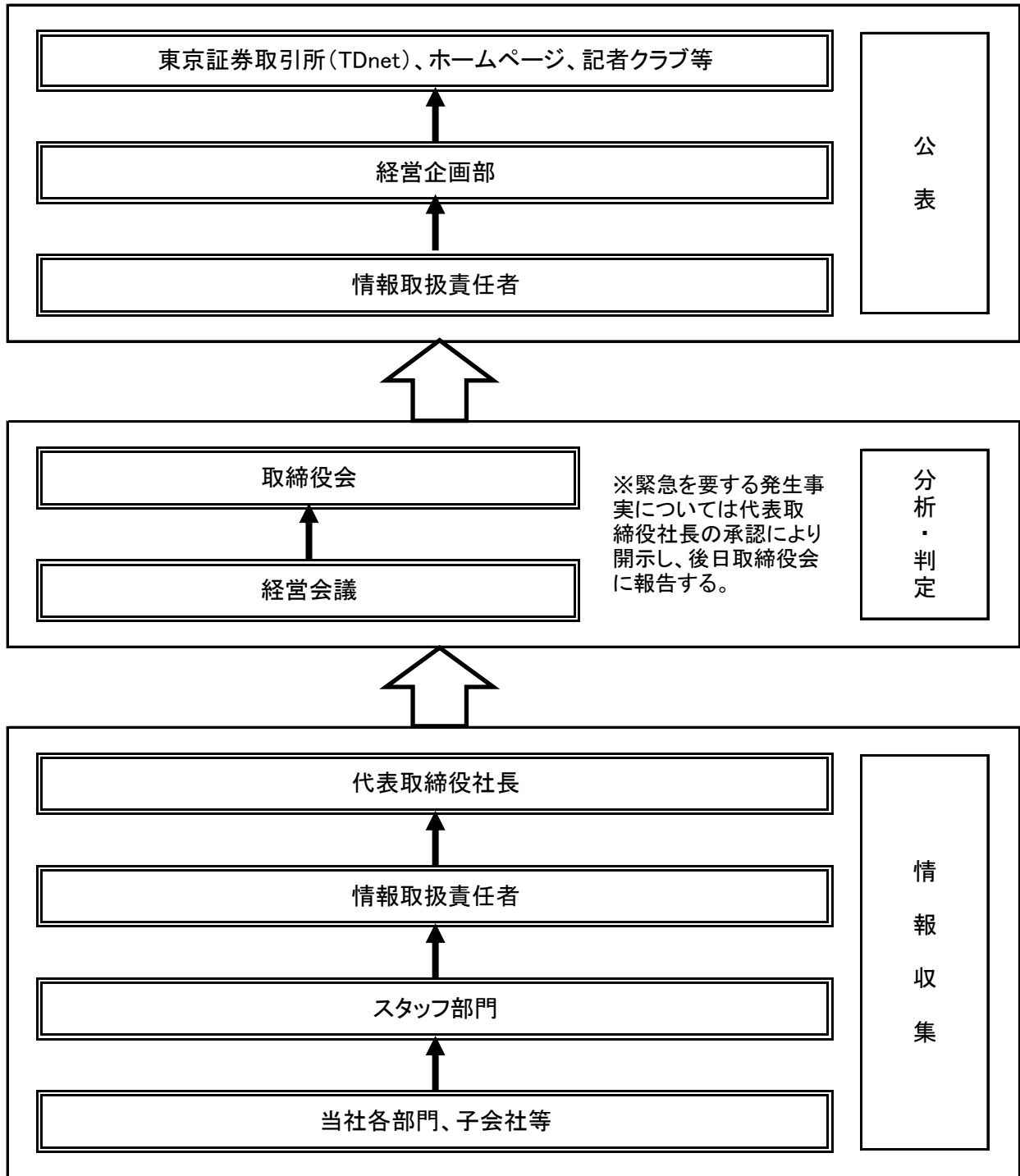
適時開示が必要となる重要な情報は、執行役員を中心として構成する経営会議の審議を経て、取締役会の承認後速やかに開示いたします。取締役会は、必要に応じ適時に開催し、承認を経ることとしていますが、緊急を要する発生事実については、代表取締役社長の承認により開示し、後日取締役会に報告することとしています。

適時開示にあたっては、情報取扱責任者の指示のもと、経営企画部が株式会社東京証券取引所のTDnetによる開示を行い、ホームページへの掲載及び記者クラブへの資料配布等を行っております。

<コーポレート・ガバナンス体制（模式図）>



<適時開示体制の概要（模式図）>



<取締役・監査役の個々の選任・指名に関する説明>

氏名	地位	選任の理由	他の上場会社の役員兼任状況
西田 公一	代表取締役会長	大手情報通信企業の金融分野における経営に関する豊富な経験を有し、また、2010年から代表取締役社長として当社グループの経営全般を指揮し、事業の拡大、経営改革に取り組んできました。これらの豊富な経験および実績をいかし、ESG経営を推進し、新たな企業価値を創出するにあたり、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役として選任しております。	
北村 友朗	代表取締役社長	大手情報通信企業およびそのグループ会社における経営の実績等、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、2020年から取締役副社長執行役員として、2021年からは代表取締役社長として当社グループの経営を担っております。これらの豊富な経験および実績をいかし、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、ESG経営を推進し、新たな企業価値を創出するにあたり、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役として選任しております。	
坂本 孝雄	取締役 常務執行役員	全社の経営企画部門、人事部門などスタッフ部門における経験、グループ会社における経営の経験と実績を有しており、当社の経営を担っております。これらの経験および実績をいかして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役として選任しております。	
竹内 実	取締役 常務執行役員	金融分野における組織運営、海外グループ会社における経営の経験と実績を有しており、当社の経営を担っております。これらの経験および実績をいかして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役として選任しております。	
小林 浩利	取締役 上席執行役員	産業・通信分野における組織運営、全社の経営企画部門における経験、グループ会社における経営の経験と実績を有しており、当社の経営を担っております。これらの経験および実績をいかして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役として選任しております。	
浅見 伊佐夫	取締役 上席執行役員	組込み・通信分野における組織運営、全社の経営企画部門における経験、グループ会社における経営の経験と実績を有しており、当社の経営を担っております。これらの経験および実績をいかして、今後も当社グループの事業推進を図るとともに、業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役として選任しております。	
萩原 忠幸	社外取締役 独立役員	都市銀行のIT部門責任者および人材派遣会社の経営者としての経験があり、業界および経営陣としての豊富な経験や知識等を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任しております。	
平田 正之	社外取締役 独立役員	通信業界における幅広い活動経験や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任しております。	
穴戸 信哉	社外取締役 独立役員	住宅ローン業界および不動産業界の経営陣としての豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任しております。	高松建設株式会社 取締役
山田 伸一	社外取締役 独立役員	IT業界における業界動向や企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営判断にいかしていただくとともに、社外取締役として、業務執行の監督機能強化への貢献および幅広い視点からの助言が期待されるため、社外取締役として選任しております。	

氏名	地位	選任の理由	他の上場会社の 役員兼任状況
赤松 謙一郎	監査役	長年にわたって培われた金融機関における経験、当社における業務執行の経験および当社の監査役としての実績を当社の監査体制にいかしていただくため、監査役として選任しております。	
行本 憲治	社外監査役 独立役員	公認会計士の資格を有しており、その財務および会計に関する知見や経験、見識等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。	共同ピーアール株式会社 社外監査役
石井 妙子	社外監査役 独立役員	弁護士の資格を有しており、その法的知見や経験、見識等を当社の監査にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。	日本電気株式会社 社外監査役 住友金属鉱山株式会社 社外取締役
竹井 豊	社外監査役 独立役員	信託銀行、専門証券代行および小売業の企業の経営陣としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。	